

令和8年4月27日

令和8年 第4回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和8年第4回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和8年4月27日（月曜日）午後2時00分～午後2時52分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・7会議室

3. 出席委員 1番 岡 田 博 史（教育長）

3番 藤 宮 志津子

4番 新 庄 涼 子

5番 石 井 和 光

4. 欠席委員 2番 岩 田 圭 子

5. 説明職員

教 育 部 長 田 口 茂 夫

教育総務課長 加 藤 泰 正

教育指導課長 濱 田 史

青 少 年 課 長 内 野 峻 佑

中央図書館長 石 嶋 洋 平

教育指導担当
部 長

学校施設更新
等 担当 課長

指導担当課長

生涯学習課長

石 田 玲 奈

長 瀬 正 人

水 谷 延 広

島 田 純 平

6. 書 記

庶 務 係 長 妹 尾 光 浩

主 事 濱 仲 あかね

主 事 神 山 健 輔

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第 6 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 4 第 20 号議案 東大和市教育委員会事務局職員の任免について
- 第 5 第 21 号議案 東大和市教育委員会行政手続条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 6 第 22 号議案 東大和市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則
- 第 7 第 23 号議案 東大和市教育委員会都費負担会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則
- 第 8 第 24 号議案 令和 8 年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について
- 第 9 その他報告事項 (1) 附属機関の委員の任命等について
(2) スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項の一部改正について

◎開会の辞

○岡田教育長 ただいまから、令和8年第4回東大和市教育委員会定例会を開催します。

初めに、岩田委員についてですが、本日は御欠席との連絡をいただいていますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○岡田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、藤宮委員をお願いします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○岡田教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

3月20日金曜日、第36回多摩湖駅伝大会に出席をしました。こちらは出席するだけではなく自分もランナーとして参加をしまして、無事に完走しました。教育委員会からも2チーム参加しまして、職員も頑張っていました。盛り上がった大会になったと思います。

3月25日水曜日、第四小学校卒業式に出席をしました。

3月26日木曜日、教育委員会定例会に出席をしました。

3月29日日曜日、東大和市合気道会第14回卒業生演武大会に出席をしました。初めて卒業生の演武大会に出席をしたのですが、小学校を卒業すると、中学生になって部活動が始まる関係で合気道をやらなくなってしまう方もいらっしゃるということで、最後に卒業生の演武大会を開催しているというお話を聞きました。非常に子供たちは最後の演武を頑張っていました。

3月31日火曜日、市職員退職者辞令交付式に出席をしました。

同日、校長・副校長退職辞令交付式に出席をしました。

年度が新しくなりまして、4月1日水曜日、市職員人事異動等辞令交付式に出席をしました。

同日、校長・副校長辞令交付式に出席をしました。

同日、校長・副校長会合同会に出席をしました。

同日、教育委員懇談会に出席をしました。

4月2日木曜日、新規採用職員辞令交付式に出席をしました。今年度も新たに先生となられた方々に辞令を交付し、この1年間健康で職務に励んでほしいとメールを送らせていただきました。

4月8日水曜日、第五中学校入学式に出席をしました。

4月9日木曜日、第五小学校入学式に出席をしました。

4月10日金曜日、校長会に出席をしました。

同日、令和8年度東京都教科用図書選定審議会に出席をしました。こちらの審議会は、東京都市教育長会の代表として出席をしました。

4月12日日曜日、令和8年度北多摩西部消防団入卒団式に出席をしました。消防少年団は、武蔵村山市と東大和市の子供たちが入団しており、今年度は非常に多くの方が入団をしました。たくさんの子供たちが入団をしているということで、とてもよかったと思っています。非常に規律正しく、返事や作法など大変立派でした。

4月14日火曜日、東京都市教育長会定例会に出席をしました。

4月15日水曜日、青梅信用金庫寄附金贈呈式に出席をしました。青梅信用金庫からは毎年寄附金を頂いていまして、学校で活用する備品等の購入に充てています。かなり昔から青梅信用金庫から御寄附を頂いていまして、非常にありがたく思っています。

4月17日金曜日、社会を明るくする運動役員会に出席をしました。

4月18日土曜日、東京ヴェルディランドセルカバー贈呈式に出席をしました。既に今年度、市内小学校の新一年生は、東京ヴェルディのマスコットキャラクターとうまべえのイラストが載っている、黄色いランドセルカバーをつけて登下校しています。東大和市の名称も書いてあります。機会があったらカバーを覗いてみてもらえるといいかと思います。

教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告につきまして、御質疑等がありましたら御発言をお願いします。よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第6号報告 事務の臨時代理の承認について

○岡田教育長 日程第3、第6号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第6号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、東大和市教育員会事務局処務規則の一部を改正する規則についてであります。市長部局において、新財務会計システム導入に伴う財務処理の運用の変更や、職員の私事旅行届出に関する運用の変更が示され、令和8年4月1日を施行日として、市長部局の関係規則の一部改正がなされました。教育委員会においても市長部局と同様の運用とする必要があり、施行日を令和8年4月1日として、本件規則を改正する必要が生じたことから、令和8年3月31日付けで事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会定例会にて御報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

それでは、内容につきまして、議案資料の新旧対照表で説明します。

新旧対照表2ページを御覧ください。

はじめに、第11条は「教育長の決裁事案」の規定ですが、同条第1項第2号の決裁事案について旅行を削除し、同項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に、新たに第3号として学校長の旅行の規定を追加するものであります。これは、令和8年4月1日から旅行届の提出を不要とする運用に改めることに伴い、部長及び担当部長の旅行について教育長の決裁事案から削除する改正であります。なお、学校長に関しては、引き続き旅行届の提出を求めるため、第3号の規定を追加しています。

次に、5ページを御覧ください。

別表第1は、「庶務関係決裁区分表」ですが、旅行届の提出が不要になったことに伴い、人事の部から旅行の項を削除するものであります。

次に、9ページを御覧ください。

別表第2は、「支出負担行為・支出命令関係決裁区分」であります。令和8年4月1日から新財務会計システムの導入に伴い、備考1の項第2号中「継続費、繰越明許費又は」を削り、「に係る」を「を行うときの」に改め、備考4の項中

「に係る」の次に「支出負担行為及び」を加えるものであります。

次に、3ページにお戻りください。

最後に、附則ですが、施行日を令和8年4月1日とするものであります。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

御質疑がありましたら御発言をお願いします。特によろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 市の規則が改正されたため、それに伴っていろいろと変更が生じております。

質疑を終了します。

では、お諮りします。

第6号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第4 第20号議案 東大和市教育委員会事務局職員の任免について

○岡田教育長 日程第4、第20号議案 東大和市教育委員会事務局職員の任免については、人事案件であることから会議を非公開としたいと思いますが、これに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○岡田教育長 賛成者全員、よって会議は非公開とします。

さらに、本案の会議録及び会議資料の取扱いにつきましてもお諮りします。本案の会議録及び会議資料につきましても非公開としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、そのように取扱いします。

ここで関係者以外の退場を求めます。

(一部執行部退場)

(この間非公開)

○岡田教育長 ここで会議の非公開を解きます。退場者の入場を認めます。
(一部執行部入場)

◎日程第 5 第21号議案 東大和市教育委員会行政手続条例施行規則
の一部を改正する規則

○岡田教育長 日程第 5、第21号議案 東大和市教育委員会行政手続条例施行規則
の一部を改正する規則、本件を議題に供します。議案の説明をお願いします。
田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第21号議案 東大和市教育委員会行政
手続条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容の御
説明を申し上げます。

本件は、行政手続法及び東大和市行政手続条例の一部改正に伴い、不利益処分
を行う際の、聴聞手続等に係る通知方法について、これまで東大和州市役所前の
掲示板への掲示により通知を実施していましたが、これを原則インターネットに
よる通知とすることから、所要の改正を行うものです。

それでは、内容について議案資料の新旧対照表で御説明します。

新旧対照表 1 ページを御覧ください。

本則中、「第13条第 2 項第 5 項」の次に、「、第15条第 4 項（同条例第22条第
3 項（同条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読
み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「及び第 2 条」を「から第 3 条まで」
に改めるものであります。

次に、2 ページを御覧ください。

最後に、附則であります。施行日を条例及び施行規則と合わせ、令和 8 年 5
月21日とするものであります。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

御質疑がありましたら御発言をお願いします。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了します。

お諮りします。

第21号議案 東大和市教育委員会行政手続条例施行規則の一部を改正する規則、
本件を承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第 6 第22号議案 東大和市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

○岡田教育長 日程第 6、第22号議案 東大和市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました、第22号議案 東大和市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、東大和市公告式条例の一部改正により、市長部局の規則等の公告については、これまで東大和市役所前の掲示板に紙面により掲示していましたが、原則インターネットを利用し、公布の際に押印を不要とする運用に変更されることから、教育委員会においても、同様の運用とするため、規則の一部改正を行うものです。

それでは、内容について議案資料の新旧対照表で御説明します。

新旧対照表 1 ページを御覧ください。

第 2 条は、教育委員会規則の公布の規定ですが、市長部局の運用と同様に、公布の際の押印を不要とするため、「記入して教育委員会印を押印する」を「記入する」に改めるものであります。

第 3 条は、規則、規定の公布の規定ですが、市長部局の運用方法と同様に、掲示板への公布を廃止し、原則インターネットによる公布とする運用とするため、「第 2 条第 2 項」の次に「及び第 3 条第 2 項後段」を追加するものであります。

次に、3 ページを御覧ください。

最後に、附則であります。施行日を東大和市公告式条例の一部を改正する条例の施行日と合わせ、令和 8 年 5 月 21 日とするものであります。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

御質疑がありましたら御発言をお願いします。

(発言する者なし)

○岡田教育長 質疑を終了します。

お諮りします。

第22号議案 東大和市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

**◎日程第 7 第23号議案 東大和市教育委員会都費負担会計年度任用
職員の報酬等に関する規則の一部を改正す
る規則**

○岡田教育長 日程第 7、第23号議案 東大和市教育委員会都費負担会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則、本件を議題に供します。議案の説明をお願いします。

石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長 ただいま議題となりました第23号議案 東大和市教育委員会都費負担会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、都費負担会計年度任用職員が通勤に必要な費用として支給される費用弁償の算出基準に、新たに通勤のために負担する駐車場等の料金を追加することから所要の改正を行うものであります。

それでは、内容について議案資料の新旧対照表で御説明します。

新旧対照表 2 ページを御覧ください。

第 5 条は、費用弁償の規定で、新たに第 5 条第 1 項第 4 号として、都費負担会計年度任用職員の費用弁償の算定基準に、片道の距離区分に応じた金額と月 5,000 円を上限とした駐車場等の料金との合計額を新たに規定するものであります。

最後に附則であります。第 1 項は、施行日を公布の日から施行とするものであ

ります。第2項は、改正後の第5条の規定は、令和8年4月1日以後の勤務に係る費用弁償について適用し、同日前の勤務に係る費用弁償については、なお従前の例によることを規定するものであります。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

御質疑がありましたら御発言をお願いします。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

お諮りします。

第23号議案 東大和市教育委員会都費負担会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第8 第24号議案 令和8年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について

○岡田教育長 日程第8、第24号議案 令和8年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第24号議案 令和8年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、社会教育法第13条の規定に基づき、「社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。」こととされています。このことから、令和8年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴い、東大和市教育委員会から東大和市社会教育委員会議へ諮問するために、御提案申し上げるものであります。

なお、本年度の補助申請額については、令和7年度と同様の363万5,800円となっております。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

御質疑がありましたら御発言お願いします。いかがですか。

毎年このような形になっているかと思いますが、何か不明なところや聞いてみたいところがありましたらお願いします。よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了します。

お諮りします。

第24号議案 令和8年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第9 その他報告事項(1) 附属機関の委員の任命等について

○岡田教育長 日程第9、その他報告事項を行います。

報告事項(1) 附属機関の委員の任命等について、本件の報告をお願いします。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 それでは、その他報告事項1、附属機関の委員の任命等について御報告します。

本件は、法令または条例に基づく附属機関の委員、例えば学校医や学校運営協議会委員などの任命等に関しまして、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条の規定により、教育長による専決を行ったことから御報告するものであります。なお、委員の氏名、解任や解職の年月日及び新たな任命や委嘱期間等については記載のとおりです。

報告は以上です。よろしくお願いします。

○岡田教育長 報告が終わりました。御質疑等ありましたら御発言お願いします。

(発言する者なし)

○岡田教育長 以前は、ここの報告事項ではなく議案として皆さんに審議していた案件ですが、教育長の専決となり、その他報告事項として報告することとなりました。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

報告事項（２）スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項の一部改正について、本件の報告をお願いします。

濱田教育指導課長。

○濱田教育指導課長 それでは、その他報告事項２、スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項の一部を改正する要項について御説明を申し上げます。

それでは、本要項の新旧対照表３ページを御覧ください。

第６条は、連絡協議会の規定ですが、令和８年４月１日の教育部の組織体制の見直しに伴い、第２項の構成員について改正するものであります。教育指導課長が配置されたことにより、教育指導担当部長を新たに構成員に加えるものであります。

最後に附則であります、施行日を令和８年４月１日とするものであります。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。御質疑がありましたら御発言をお願いします。
(発言する者なし)

○岡田教育長 これまで、教育指導担当部長が教育指導課長を兼ねていました。このたび、教育指導課長を配置したことに伴い、新たに教育指導担当部長の職を設けたものです。よろしいでしょうか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 では、質疑を終了します。

◎閉会の辞

○岡田教育長 以上をもちまして本日予定しておりました議事日程は全て終了しました。

これをもって令和８年第４回東大和市教育委員会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後 ２時52分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長

岡田 博史

会議録署名委員

藤宮志津子